

改正

令和６年９月27日告示第166号

二本松市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17の規定に基づき、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対して実施する指導監査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第２条 この要綱による指導監査の対象は、法第34条の15第２項の規定による市長の認可を得て、法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等を行う事業者（以下「事業者」という。）とする。

(指導監査の方針)

第３条 市長は、法並びに児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発1224第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年４月25日付け児発第471号厚生労働省児童家庭局長通知）に基づき、毎年度当初に実施計画を定めて指導監査を実施するものとする。

(指導監査の実施体制)

第４条 指導監査は、原則として、保健福祉部子育て支援課職員２人以上をもって実施するものとする。

(指導監査事項)

第５条 指導監査は、次の事項について実施する。

- (１) 事業利用者の処遇状況
- (２) 事業者の事業所（以下「事業所」という。）の会計状況
- (３) 事業所の運営状況
- (４) その他市長が必要と認める事項

(指導監査の種別)

第６条 指導監査の種別は、次のとおりとする。

- (１) 一般指導監査 二本松市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年二本松市条例第18号）に規定する基準等の遵守状況を調査し、必要な助言及び指導を行うため、

指導監査の対象となる事業所において実地により行う指導監査

- (2) 特別指導監査 事業者に重大な問題が生じた場合に、指導監査の対象となる事業所において実地により行う指導監査

(一般指導監査の実施)

第7条 一般指導監査は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の規定により、年度ごとに1回以上、事業所の開所時間内に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の指導監査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は関係者に対して質問することにより、基準等の遵守状況を確認させることができる。

- (1) 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の指導監査が著しく困難又は不適当と認められる場合
- (2) 前年度の実地の指導監査の結果その他児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37の2に規定する事項を勘案して実地の指導監査が必ずしも必要でないと認められる場合

2 市長は、一般指導監査を実施するときは、市長が別に定める指導監査事前提出資料、事業所の規程及び関係書類を事前に提出させ、事業所の代表者等の立会いを得て、設備、帳簿等を検査するものとする。

3 市長は、一般指導監査において検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。

(特別指導監査の実施)

第8条 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、事業所の代表者等の立会いを得て、その問題、性質等の重要性及び緊急性の状況に応じ、指摘事項等の是正が図られるまで継続的に実施するものとする。

- (1) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある場合
- (2) 運営基準違反があると疑うに足る理由がある場合
- (3) 複数回にわたる一般指導監査によっても指摘事項が是正されない場合
- (4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合

(指導監査実施の通知)

第9条 市長は、指導監査の実施に当たり、当該指導監査の対象となる事業者に対し、あらかじめ対象施設、実施日時その他必要な事項を家庭的保育事業等指導監査実施通知書（第1号様式）により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合は、この限りでない。

(指導監査結果の通知等)

第10条 指導監査を実施した職員は、指導監査終了後、その結果について講評を行う。

2 指導監査を実施した職員は、その内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、指導監査を実施した結果、改善又は是正（以下「改善等」という。）を要する指摘事項がある場合は、家庭的保育事業等指導監査結果通知書（第2号様式）により事業者に通知するものとする。

(結果通知に対する改善等報告)

第11条 前条第3項の規定による通知のあった事業者は、指摘事項の改善等の状況について、当該通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善等報告書（第3号様式）により、市長に報告しなければならない。

(指導監査結果等の公表)

第12条 市長は、指導監査結果等について市ウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日告示第166号）

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

家庭的保育事業等指導監査実施通知書

第 年 月 日 号

様

二本松市長 印

児童福祉法第34条の17の規定により、次の指導監査を実施しますので通知します。

対象施設	
指導監査の種別	
実施日時及び場所	
指導監査担当職員	
事前に提出を要する書類	
事前に提出を要する書類の提出期限	
事前に提出を要する書類の提出先	
指導監査実施日に準備すべき書類	

第2号様式（第10条関係）

家庭的保育事業等指導監査結果通知書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

二本松市家庭的保育事業等指導監査実施要綱第3条の規定に基づく指導監査について、
年 月 日に実施した結果、下記のとおり改善等を要する指摘事項が認められましたので通知します。なお、改善等の報告を要する指摘事項については、家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善等報告書に必要事項を記入の上、改善等の事実を証する関係書類等を添付し提出願います。

対象施設	
指導監査の実施日	
指摘事項	
うち改善等を要する指摘事項	
提出期限	
提出先	

第3号様式（第11条関係）

家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善等報告書

施設名		
指導監査年月日		
指摘事項	左記に対する改善等の状況又は計画等	

年 月 日付け 第 号で通知のありました改善等を要する指摘事項の状況について、次のとおり報告します。

年 月 日

二 本 松 市 長

事業所

代表者名